

広島県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱

第1 目的

この要綱は、地震による被災建築物の危険度の判定(以下「応急危険度判定」という。)を行う広島県地震被災建築物応急危険度判定士(以下「判定士」という。)を認定し、余震等による人的被害の防止を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において判定士とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

第3 認定の申請

- 1 判定士として認定を受けようとする者は、認定申請書を知事に提出するものとする。
- 2 認定の申請は、第4第1項の要件を満たした者でなければ行うことができない。

第4 判定士の認定

- 1 判定士の認定は、次の第1号から第3号までの要件を満たした者の中から知事が行うものとする。
 - (1) 建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)に規定する建築士であること。ただし、知事が認めた者にあつてはこの限りではない。
 - (2) 広島県内に在住又は在勤する者であること。
 - (3) 知事が指定する講習(以下「指定講習」という。)又は他の都道府県における同様の講習を修了した者であること。ただし、他の都道府県において現に判定士として認定を受け登録されている者にあつてはこの限りでない。
- 2 知事は、判定士として認定したときは、判定士認定台帳に登載のうえ、判定士登録証(以下「登録証」という。)を交付する。
- 3 前項による認定の有効期間は設けないこととする。

第5 指定講習会

- 1 第4第1項第3号に規定する指定講習会は、予め知事が指定する。
- 2 指定講習会の主催者は、指定講習を修了した者に対し、指定講習修了者台帳に登載のうえ、受講修了証を交付する。

第6 判定士の任務

- 1 判定士は、地方公共団体又は被災建築物の所有者等の依頼により、応急危険度判定を行うものとする。
- 2 判定士は、応急危険度判定の作業中は、常時、登録証を携帯するものとする。

第7 変更の届出

判定士は、認定申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに、その旨を知事に

届け出なければならない。

第 8 辞退の届出

判定士は、知事に届け出等を行うことにより、認定登録を辞退することができる。

第 9 登録証再交付

知事は、必要と認めるときは、登録証の再交付を行うことができる。

第 10 認定の取消し

知事は、第 3 の認定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 法による建築士でなくなったとき。
- (2) 第 8 による辞退の届出があったとき。
- (3) その他知事が不適任と認めたとき。

第 11 その他

この要綱に定めるもののほか、広島県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 7 年 2 月 10 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 21 年 2 月 10 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 25 年 5 月 24 日から施行する。
- 4 この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 4 年 1 月 17 日から施行する。

(旧要綱の失効)

- 6 旧要綱は、この要綱の施行の日に、その効力を失う。

(経過措置)

- 7 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づき認定登録を受けている者については、前項の規定にかかわらず、旧要綱第 3 第 3 項及び第 4 第 3 項の規定により認定登録の更新を行うまでは、なお従前の規定によることとする。